

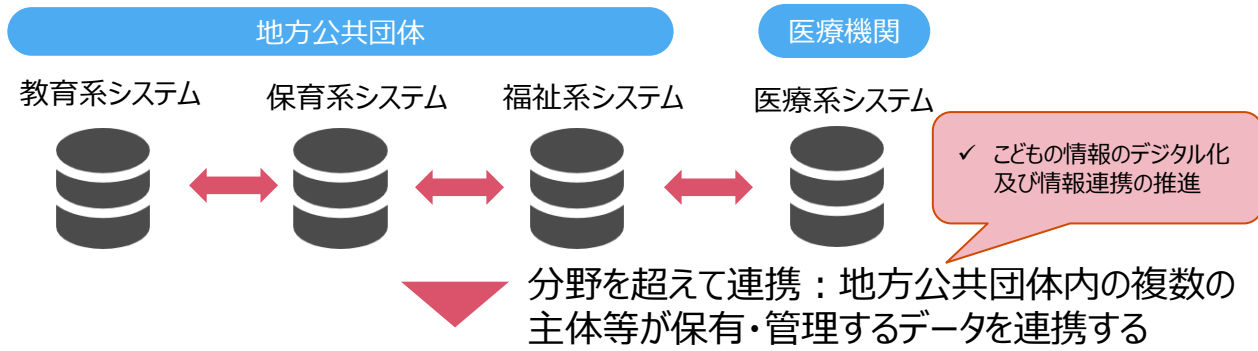
# こどもに関する各種データの連携による支援 実証事業の実証経過報告及び実証事業ガイド ラインの改訂について

令和 4 年12月20日

デジタル庁

# 1. 実証事業の全体像

実証事業は、6月に副大臣PTにてまとめられた論点整理を踏まえて、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型（アウトリーチ型）の支援に活用する際の課題等を検証している。



## 潜在的に支援が必要な子どものためのデータ連携の手法の検証



- 潜在的に支援が必要な子ども・家庭の早期発見
- システムによるリスク判定により優先的に支援することも・家庭の発見

誰一人として取り残されることなくきめ細かな支援が行き届くような  
プッシュ型（アウトリーチ型）支援

採択団体名	実証の概要
埼玉県戸田市	教育委員会及び首長部局に分散している子どもに関わるデータについて、教育分野を軸に「教育総合データベース」を整備する。連携したデータを基に分析を行い、子どもたちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援を行う。
東京都昭島市	データ分析により困難を抱える家庭や子どもの傾向を把握することで、支援を必要とする家庭や子どもの早期発見・支援につなげる。本実証ではヤングケアラーを対象としている。
石川県加賀市	本人の同意に基づくデータ連携により、家庭環境や心理状態を確認することで、支援が必要・必要になる可能性のある子どもや家庭に対して学校と地域で育ちと学びをサポートする共助の仕組みを構築する。
あいち小児保健医療総合センター	医療の現場で気づかれている虐待や不適切な養育のサインを、フラグとしてシステム上に登録し、自治体で閲覧可能とし、迅速な支援につなげる。
兵庫県尼崎市	福祉系システムと教育系システムを統合したシステムを構築する。分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のある子どもを事前予測する。
広島県・府中町	リスク（当面は児童虐待）予測を活用し、リスクスコアの高い子供・家庭について、収集している情報から支援の必要性を判断し、支援につなげる。
福岡県福岡市	子どもに関する教育や福祉などのデータを連携し、情報共有の円滑化や虐待等の困難を抱える子どものリスクの見逃しを防ぎ、適切な支援につなぐための仕組みづくりについて検討を行う。

## 2. 実証事業における主な課題と各団体の対応検討例

主要な課題	課題内容例	自治体の対応検討例	分類 (ガイドラインとの対応)
連携すべきデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的に支援が必要なことをデータ連携で見つけ出す場合において、どのデータが有用か</li> <li>倫理的に利用すべきでないデータ項目はあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実証事業で試行（各団体）</li> </ul>	第3章「利用データ項目」の選定にて対応
改正個人情報法施行への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続のために、どのような対応が必要か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回示すガイドラインを踏まえて対応（各団体）</li> </ul>	第3章「利用データ項目」の選定、第5章「個人情報」の取扱い等にて対応
適切な連携方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークや認証の課題により、紙での出力が必要な場面が残るがどのように対応するか</li> <li>学術研究での二次利用を行う際には、データ出力が必要となるがどのように対応するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自団体の現行のシステム構成を踏まえた、組織的・人的・物理的安全管理措置の下で対応（各団体）</li> </ul>	第6章「システム企画における留意点」にて対応予定
名寄せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携開始前に、連携するシステム間で同一の個人に同一の識別子を付与するために、名寄せの作業が必要だがどうすべきか (首長部局システム⇔教育部局システム、校務系システム⇔学習系システムなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名寄せを行うためのシステムやツールを構築した上で、作業時間を確保</li> <li>学齢簿情報の連携により、運用開始後の負担を軽減 (戸田市、尼崎市等)</li> </ul>	第7章「事業実施にあたってのデータ準備等」にて対応予定
データ欠損	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば連携元システムの運用開始時期に起因して、利用したいデータのうち一部が収集できないデータがあるがどうすべきか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルゴリズム構築において、欠損値を含むことも分析対象に含めるかどうか、データを見ながら決定（広島）</li> </ul>	同上
分析のサンプルサイズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村で取得できるデータのサンプルサイズが小さく、分析により傾向を把握することが困難な場合、どうすべきか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組を他の市町に展開することで、サンプルサイズも拡大される（広島）</li> </ul>	同上
システムで担う機能の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムによるアルゴリズム判定結果の表示方法をどこまで詳細にすべきか（条件該当有無のアラート、○×による判定表示、算出したスコアの表示）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アラート（加賀市、尼崎市等）</li> <li>スコア表示（広島、福岡市等）</li> </ul>	第8章「システムによる判定基準の設計と評価」にて対応予定
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携を行うための体制・環境整備に加えて、一定の運用期間がなければ効果検証を行えないのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定性的・定量的に検証できる観点を模索（各団体）</li> </ul>	第9章「成果分析」にて対応予定

### 3. 令和5年度以降引き続き検討すべき課題について

#### 令和4年度実証事業の内容

こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる

#### 【実証の内容例】

<実証を行う環境・体制の整備>

- ・利用データ項目の選定
  - ・事業実施に必要な地方公共団体の部局内の体制構築
  - ・既存のシステム間の連携や新システムの設計等
  - ・データを連携するためのID統合等
  - ・データ連携が行えるようにするためのデータクレンジング
  - ・令和4年度に個人情報を扱うこどもデータ連携を行うための個別条例の対応等
- 等

<実運用>

- ・アルゴリズム等を用いた判定の検証と精度の向上 [今後予定]
- ・判定結果を踏まえたプッシュ型支援への接続や現場での実運用 [今後予定]

#### 令和4年度の成果（予定）

#### 実証事業ガイドライン（実証実施のための手順書の作成）

～地方公共団体内で、こどもデータ連携に取り組む際に気を付けるべき留意事項のまとめ～

#### 【留意事項の例】

- ・利用データ項目の候補選定の考え方等（国の報告書、学術論文等を踏まえた選定等）
- ・複数部局にまたがる個人情報を連携するデータガバナンス体制の構築の考え方
- ・改正個人情報保護法の下で、個人情報を扱う際の利用目的の特定の考え方や安全管理措置
- ・データ連携を行う際のシステム設計の考え方
- ・データ連携にあたって必要な準備（名寄せやデータ加工等）
- ・事業を実施するにあたっての効果検証の考え方等

等

#### 令和5年度以降の課題

実証を行う環境・体制の整備後の実運用段階における課題と、取組を拡張させるにあたっての課題

#### 【課題の例】

- ①各支援テーマに応じた効果のあるデータ項目の更なる検証
- ②【未実施】リスク判定のためのNPO法人等の各種団体とのデータ連携※
- ③支援に向けた連携体制の整理（NPO等の外部機関含む）
- ④【未実施】自治体間連携（小中段階と高校段階の進学、転居等による自治体間の連携）※

※自治体外との連携は何のデータ項目を連携すべきかの検証とともに検討が必要（過去の事案等の検証等）



<全体の目次構成>

# 5. 全体の目次構成案と、今回追加する内容

## 1 はじめに

- 1.1 こどもに関する各種データの連携の狙い
- 1.2 本ガイドライン作成の背景と位置づけ
- 1.3 取組を推進する場合の留意点

## 2 業務実施手順

- 2.1 業務実施手順の概要
- 2.2 事業目的の設定
  - ・目的の明確化 → 現状把握 → 課題の明確化 → 取組方針の検討
  - ・ユースケースの検討
  - ・システムに実装する機能の例（台帳、リスク判定、ダッシュボード、帳票出力）
- 2.3 「利用データ項目」の選定 【3章】
- 2.4 データを取り扱う主体の整理・役割分担 【4章】
- 2.5 個人情報の取扱い等 【5章】
- 2.6 システム企画における留意点 【6章】
- 2.7 事業実施にあたってのデータ準備等 【7章】
- 2.8 システムによる判定基準の設計と評価 【8章】
- 2.9 成果分析 【9章】

今後追記予定<P>

## 3 「利用データ項目」の選定

- 3.1 「利用データ項目」の候補の選定
- 3.2 取得可能性の調査
- 3.3 データ保存期間の検討

## 4 データを取り扱う主体の整理・役割分担

- 4.1 総括管理主体
- 4.2 保有・管理主体
- 4.3 分析主体
- 4.4 活用主体

## 5 個人情報の取扱い等

- 5.1 個人情報の取扱いに関する基本的な考え方
- 5.2 個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方について
- 5.3 地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等
- 5.4 個人情報の取扱い区分に応じた整理
- 5.5 個人情報等の利用における体制及び手続上の留意点
- 5.6 個人情報の取扱いの委託
- 5.7 プライバシーの保護

## 6 システム企画における留意点

- 6.1 システム構成（アーキテクチャ）
- 6.2 データ統合のための識別子（団体内統合宛名番号等の利用）
- 6.3 こどもデータ連携システムに求められる機能
- 6.4 情報セキュリティ

今後追記予定<P>

etc.

## 7 事業実施にあたってのデータ準備等

- 7.1 既存で保有するアナログデータの電子化
- 7.2 データ定義に則した加工（クレンジング）
- 7.3 名寄せ
- 7.4 情報加工方式
- 7.5 安全管理措置
- 7.6 自己点検及び監査

## 8 システムによる判定基準の設計と評価

- 8.1 リスクの可視化・重みづけ
- 8.2 システム化設計・検証
- 8.3 リスク判断
- 8.4 リスク判定結果の検証

今後追記予定<P>

## 9 成果分析

- 9.1 事業目的に沿う管理指標の設定
- 9.2 アセスメントの精度の検証

etc.

## 6. 「3章 「利用データ項目」の選定」の概要

### 1. 「利用データ項目」の候補の選定

※ 個人情報の取扱いについては個人情報保護委員会の助言を受け作成。

「利用データ項目」の候補を選定する場合には、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象として調査を実施する必要がある。

	情報源	概要
1	手引き及び報告書等	国や地方公共団体が発行している、研究会や議論の内容について指針や報告として取りまとめられた資料。
2	先行事例	実施された取組事例。令和4年度実証事業において取組を行った採択団体の事例についても先行事例として参照できる。
3	学術論文	早期発見したい事象が発現する要因について指摘する学術論文を指すが、情報源となりうる研究機関が発行している査読付きの論文が対象となる。
4	専門家の知見	目的達成のために設定したユースケースに対して専門の知見を有している有識者や現場職員、科学研究費助成事業の研究成果報告書等の知見。

### 2. 取得可能性の調査

「利用データ項目」の候補を選定した後、データの保有状況を確認し取得可能性を担保する。保有状況とは、具体的には次のことを指す。

- ① 利用したい情報を保有しているかどうか。
- ② 保有する情報が電子化された情報か、紙媒体等で保有されている情報か。

### 3. データ保存期間の検討

「利用データ項目」候補には個人情報が含まれるため、個人情報の保存においては、改正個人情報保護法への対応が必要。

個人情報以外のデータは、分析精度の向上等のために長期保存が望ましいものも存在。データの用途や法的性質に則し整理が必要。

利用用途	データ概要			法的性質
	No.	分類	概要	
人による アセスメント支援	1	アウトリーチに利用するデータ	支援対象者の特定及び支援に必要なデータ	個人情報
	2	ログデータ	アクセスコントロールに基づいて適切な者から目的の範囲内で適切に管理、運用されていたことの証跡となるデータ	
システム による分析	3	個人情報を含む分析のためのデータ	特定の個人の経年変化や特定の個人と因子の相関関係を分析するデータ	個人情報以外
	4	個人情報を含まない分析のためのデータ	集団全体に見られる傾向を分析するための加工データ	
	5	分析処理/モデリングの結果	分析の結果から得られた因子と課題の関係性、作成した分析のアルゴリズム（関数）	

# 7. 「5章 個人情報取扱い等」の概要

## 1. 個人情報の取扱いの整理

※ 個人情報の取扱いについては個人情報保護委員会の助言を受け作成。

個人情報を取り扱うことでのデータ連携においては、利用目的を特定した後に新たに取得した個人情報をデータ連携で活用することが原則になるが、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報を活用する場合は目的外利用として、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、相当な理由を整理する必要がある。

区分	整理観点							
新たに取得する個人情報の取扱い	<b>・具体的かつ個別的な利用目的の特定</b>							
	取り扱う主体	情報項目	保有・管理主体	取得方法	取扱い方法	利用目的	必要性	安全管理措置
既に取り得している個人情報の取扱い	恒常的	・利用目的の変更						
	臨時的	<b>・内部利用又は外部提供（相当な理由がある場合）</b>						
		①「臨時的」なものであること	② 事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること	③「相当の理由」があるとき		④ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部提供（統計作成・学術研究等）</li> <li>・内部利用又は外部提供（本人同意の場合）</li> </ul>						

なお、法令に基づく場合には、利用目的以外の目的で内部利用及び外部提供することができる。

## 2. データガバナンス体制との関係性

「データを取り扱う主体の整理・役割分担」（第4章）において整理したデータガバナンス体制における各主体（総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体）が、どのような流れで個人情報等を取得し、内部利用及び外部提供するかについて整理が必要。

## 3. 手続上の留意点、個人情報の取扱いの委託

個人情報の利用においては、①住民からの開示・訂正・利用停止請求への対応、②個人情報ファイル簿の作成、③苦情処理・漏えい・滅失・き損への対応、④利用目的の明示への対応が求められる他、⑤審議会等への諮問等についても検討する必要がある。また、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる必要がある。

## 4. プライバシーガバナンス及びプライバシーリスクの特定

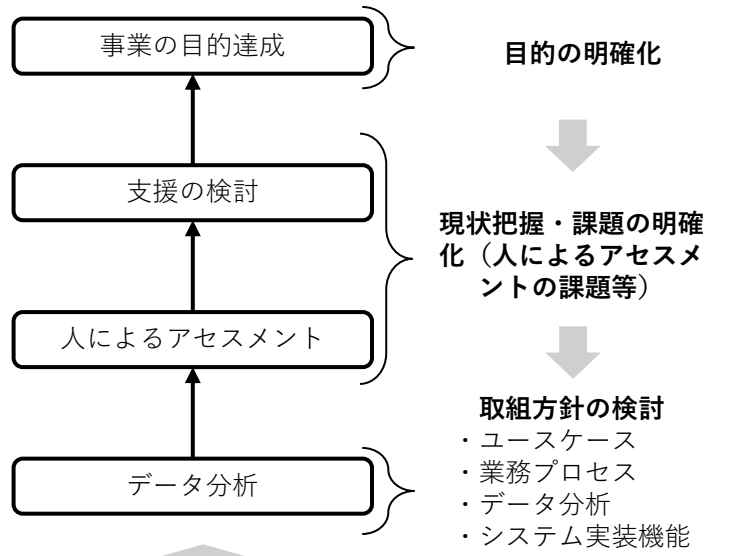
事業の設計段階からプライバシーリスクを織り込む「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要。

そのために、①プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化、②プライバシー保護責任者の指名、③プライバシーへの取組に対するリソース投入が必要。また、プライバシーリスクの特定を行うためのプライバシー影響評価（PIA）の実施などが必要。

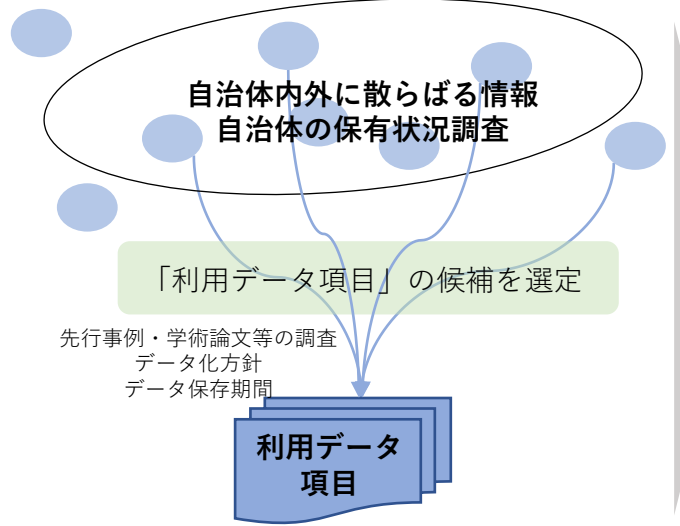


# <参考> 実証事業を踏まえたガイドラインの全体像 (イメージ)

## ① 事業目的の設定



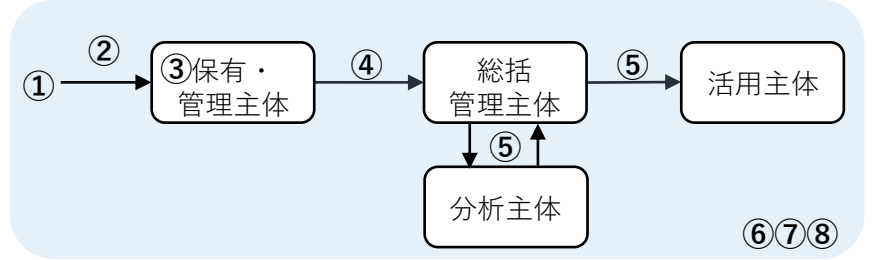
## ② 「利用データ項目」の選定



## ③ 主体の整理・役割分担

### <役割と主体の整理>

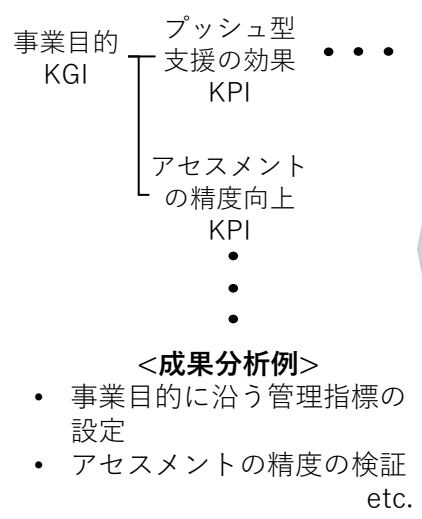
- ・総括管理主体 (総括的な責任主体等)
- ・保有管理主体 (データの抽出・提供等)
- ・分析主体 (傾向分析、判定ロジック、アルゴリズム等)
- ・活用主体 (プッシュ型 (アウトリーチ型) 支援等)



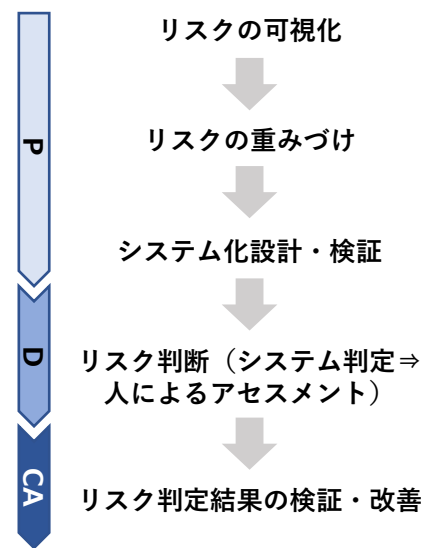
### <整理した主体に基づく個人情報整理>

- ① 情報項目の取得
- ② 利用目的 (当初)
- ③ 保有・管理主体
- ④ 取得方法
- ⑤ 取扱い方法・利用目的
- ⑥ 取り扱う必要性
- ⑦ 安全管理措置
- ⑧ 住民周知等

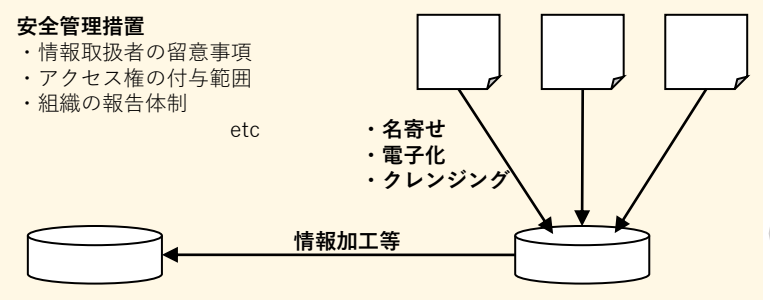
## ⑧ 成果分析



## ⑦ 判定基準の設計と評価



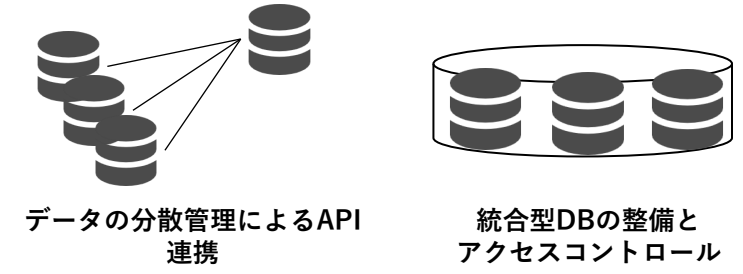
## ⑥ 事業実施にあたってのデータ準備等



### <事業実施にあたっての準備に係る留意事項>

- ・既存で保有するアナログデータの電子化
- ・データ定義に則した加工 (クレンジング)
- ・名寄せ
- ・情報加工方式
- ・安全管理措置
- ・自己点検・監査

## ⑤ システム企画における留意点



### <システム設計における論点>

- ・システム構成 (アーキテクチャ)
- ・データ統合のための識別子 (宛名番号等の利用)
- ・こどもデータ連携システムに求められる機能
- ・情報セキュリティ

etc.

# 実証事業団体及び先行する地方公共団体が継続して事業に取り組む場合に必要な個人情報の整理について (令和5年度全面施行の改正個人情報保護法への対応)

- 現在、**こどもデータ連携は**、地方公共団体が行政手続等で取得することとなる個人情報等を**個人情報保護条例に基づき取扱いを定めて取り組んでいる状況**。
- 個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなった。(令和5年4月1日以降)
- そのため、現在、こどもデータ連携に取り組んでいる地方公共団体は、**令和5年4月以降、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護委員会の全国的な共通ルールの下、個人情報の取扱いを整理する必要がある、そのため「実証事業ガイドライン」**(こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会) **を改訂した**ところ。

## < 地方公共団体が対応・検討すべき主な事項 (個人情報関係) >

- ①**個人情報の利用目的の特定【法律事項】** (「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」)  
こどもデータ連携を行う場合に、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、安全管理措置の状況等について整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ②**個人情報の目的外利用の整理【法律事項】** (「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供 (相当な理由がある場合)」)  
①で利用目的を特定したとしても、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報は目的外利用の整理が必要になる。臨時的であること、事務に必要な限度であること、相当の理由があること、権利利益を不当に侵害することがないことを整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ③**安全管理措置【法律事項】** (「7.5 安全管理措置」)  
組織的安全管理措置 (扱う担当課室の特定等)、人的安全管理措置 (研修の実施等)、物理的安全管理措置 (入退室記録や制限)、技術的安全管理措置 (システムのアクセスコントロール等) を講じる必要がある。
- ④**個人情報ファイル簿【法律事項】** (「5.5.2 個人情報の利用における手続上の留意点 (2) 個人情報ファイル簿の作成」)  
利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、①②を踏まえて、作成する必要がある。
- ⑤**住民への周知** (「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」等)  
④と合わせて、住民等が自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表 (HP上の公表) や住民説明等を検討する必要がある。
- ⑥**プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築** (「4 データを取り扱う主体の整理・役割分担」「5.7 プライバシーの保護」)  
プライバシー影響評価 (PIA) や、プライバシー保護責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築を検討する必要がある。 10  
※ ( ) 内は「実証事業ガイドライン」の該当箇所